

## 合併後の両町の組織機構（案）

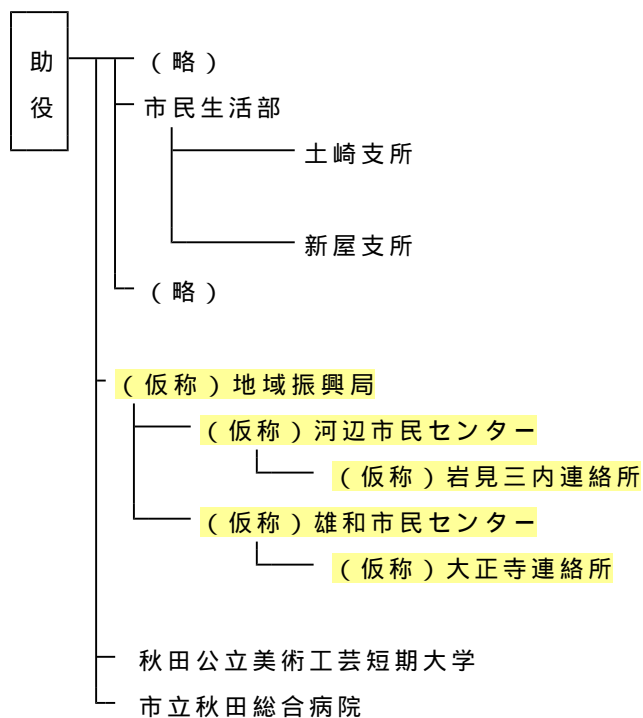
平成15年12月24日  
総務専門部会

### 1. 基本的な考え方

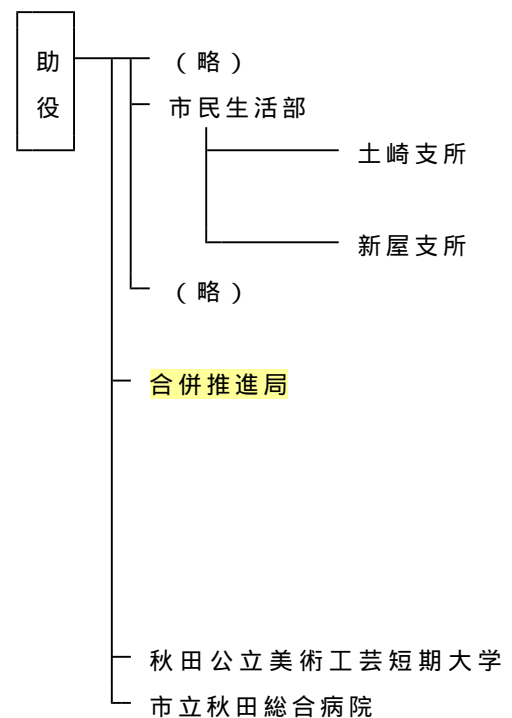
- (1) 現在の合併推進局を（仮称）地域振興局に発展的に改組し、合併に伴う業務調整や合併後の新市における出先機関のあり方についての総合的な検討を所管する組織とする。
- (2) 河辺町役場および雄和町役場については、それぞれ（仮称）河辺市民センターおよび（仮称）雄和市民センターとし、(1)の組織の所属機関とする。
- (3) 現在の両町における支所については、それぞれ連絡所とし、市民センターの所属機関とする。
- (4) 合併時の特殊事情を鑑み、住民生活に急激な変化をきたすことのないよう、現行の両町役場の課制を「班制」とし、班の下に「担当」を置く。

### 2. 市長部局組織機構図

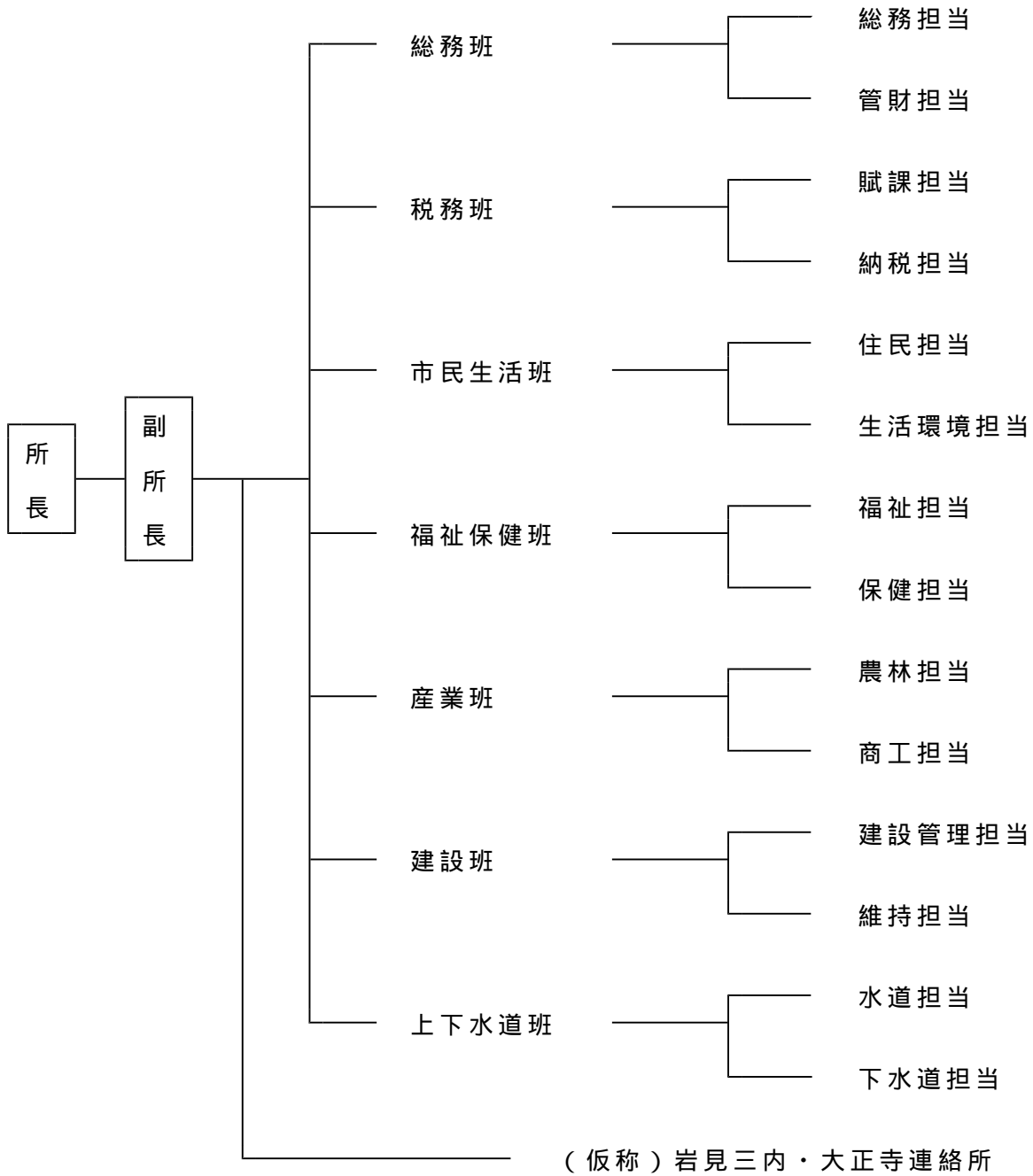
（改正案）



（現行）



3. (仮称) 河辺・雄和市民センター組織図



## 小規模水道の取扱いについて

平成15年12月24日  
市民生活専門部会

合併後の雄和町小規模水道（公営）の取扱いについては、当初、水道専門部会での協議を予定していたが、独立採算を原則とする公営企業の事業には馴染まないことから市民生活専門部会において、調整方針を協議してきたところである。

### 【秋田市の現状】

現在、施設数は、2カ所

（ただし、小規模水道として県条例の適用がある施設はなく、給水区域内で任意に利用されているもののみである。）

地元の管理組合が管理・運営を行っており、市は水質検査に要する経費の一部助成を行っている。

これは、小規模水道が、水道法上は給水人口30人以上100人以下の専用水道であり、一般的に特定の受益者のために設置されるものであることから、受益者による設置・管理・運営が望ましいとの判断である。

〔水質検査基準〕	基準項目（46項目）3年に1回、（14項目）3ヶ月に1回実施
	補助率 1 / 3 以内

### 【雄和町の現状】

現在、施設数は2カ所（中ノ沢地区、藤森地区）

公営水道として位置づけ、簡易水道特別会計内で簡易水道と同様に町が直営で管理・運営を行っている。

これは、国および県の補助事業を活用し、町が事業主体となって生活用水その他の浄水を地域住民に供給可能にしたものであり、合併に伴う管理・運営形態の変化等によるサービス低下は避けたいと考えている。

〔維持管理業務〕	直 営 ~ 水道施設機器巡視点検、配水管路巡視、給水栓残塩測定、消毒薬剤調合、薬剤注入量調整、取水堰等排泥清掃など 外部委託 ~ 水質検査、ポンプ機器点検、自家用電気工作物保守など
----------	---

また、町が起債により当該施設を設置したもので、平成20年度まで年間1,305千円の償還が残っている。

### 【調整方針（案）】

雄和町が運営している小規模水道事業については、合併後も施設譲渡せず、新市の行政財産としてそのまま所有し、施設の維持管理は、新市が現行と同様、利用者からの水道使用料を徴収したうえで業者等に委託する方向で調整中である。

## 国民年金事務に係る法定受託事務以外の事務の取扱いについて

平成15年12月24日  
市民生活専門部会

平成15年11月26日の第5回合併協議会に提出した、「議案第29号住民サービス窓口業務の取扱いに関する件」に関して、国民年金事務に関する質疑の回答は、以下のとおりです。

### 1 質疑の内容

現況欄の 未支給請求受付 納付記録管理 基礎年金番号管理について法定受託事務以外であるが、両町は、住民サービスとして事務執行している。これを秋田市の制度に統一し、事務を取り扱わないことは住民サービスの低下になるのではないか。(裏面の行政制度の調整方針抜粋参照)

### 2 回答

#### (1) 未支給請求受付について

地方自治法の法定受託事務および国民年金法等で市町村が行う事務とはなっていないことから、秋田市では実施しておりません。

両町では、平成14年4月1日以降の地方分権一括法に基づく事務事業の見直し後もこの事務について、住民サービスとして従前どおり受付事務を行ってきております。

これらを踏まえ合併に係る事務協議では、両町の窓口において申請書を受け付けるのではなく、申請書を預かるという形態を取り、それを社会保険事務所へ送達することから、秋田市の制度に統一することにしましたものです。

#### (2) 納付管理については

平成14年4月1日以降すべて納付記録については社会保険事務所で管理しております。

従いまして、市町村では納付記録の管理を要しないことから秋田市では管理しておりません。

両町では、住民サービスとして納付記録を管理し、年金の受給手続きに必要な納付情報を提供するため管理しております。

これらを踏まえ合併に係る事務協議では、両町の窓口で住民の問い合わせに随時対応し、社会保険事務所の情報をもって適切な情報提供を行うことから、年金相談には支障とならないものであり、秋田市の制度に統一することにしましたものです。

#### (3) 基礎年金番号の管理について

平成14年4月1日から市町村が管理する対象は、自営業者等の第1号被保険者であることから、サラリーマンの妻である第3号被保険者については、秋田市では管理しておりません。

両町では、従前通り第3号被保険者の基礎年金番号を管理し、各種の情報提供を行っております。

これを踏まえ合併に係る事務協議では、両町の窓口で住民の問い合わせに随時対応し、社会保険事務所の情報をもって適切な情報提供を行うことから、年金相談には支障とならないものであり、秋田市の制度に統一することにしましたものです。

項目 (事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田	河辺	雄和		
45 臨時運行	<p>運転用件を具備しない自動車の運行を例外的に認め、臨時的に運行を許可する。 ・臨時運行許可番号標「秋田」</p>	<p>運転用件を具備しない自動車の運行を例外的に認め、臨時的に運行を許可する。 ・臨時運行許可番号標「河辺」</p>	<p>運転用件を具備しない自動車の運行を例外的に認め、臨時的に運行を許可する。 ・臨時運行許可番号標「雄和」</p>	<p>臨時運行許可番号標(ナンバースプレー)が異なる。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。</p>
46 国民年金事務	<p>法定受託事務として次の～の事務を行っている。</p> <p>年金の裁定請求 老齢・障害・死亡に関して必要な基礎的年金を受給するための届出の受付 障害年金を受給者の定時現況届の受付 被保険者の資格異動 第1号被保険者について、資格の得喪、変更等の届出の受付 保険料の一般免除申請 保険料の納付が困難な場合の免除申請書の受付 保険料の学生特例納付申請 学生を対象とした、保険料の納付期間を延長し、卒業後に納付できる特例申請書の受付 老齢福祉年金受給者申請 年金制度発足時すでに高齢者で、年金を受けられない者に対する年金給付に関する届出の受付 未支給請求受付 納付記録管理 基礎年金番号管理</p>	<p>法定受託事務として次の～の事務を行っている。</p> <p>年金の裁定請求 老齢・障害・死亡に関して必要な基礎的年金を受給するための届出の受付 障害年金を受給者の定時現況届の受付 被保険者の資格異動 第1号被保険者について、資格の得喪、変更等の届出の受付 保険料の一般免除申請 保険料の納付が困難な場合の免除申請書の受付 保険料の学生特例納付申請 学生を対象とした、保険料の納付期間を延長し、卒業後に納付できる特例申請書の受付 老齢福祉年金受給者申請 年金制度発足時すでに高齢者で、年金を受けられない者に対する年金給付に関する届出の受付 未支給請求受付 納付記録管理 基礎年金番号管理</p>	<p>法定受託事務として次の～の事務を行っている。また、それ以外の事務として～の事務を行っている。</p> <p>年金の裁定請求 老齢・障害・死亡に関して必要な基礎的年金を受給するための届出の受付 障害年金を受給者の定時現況届の受付 被保険者の資格異動 第1号被保険者について、資格の得喪、変更等の届出の受付 保険料の一般免除申請 保険料の納付が困難な場合の免除申請書の受付 保険料の学生特例納付申請 学生を対象とした、保険料の納付期間を延長し、卒業後に納付できる特例申請書の受付 老齢福祉年金受給者申請 年金制度発足時すでに高齢者で、年金を受けられない者に対する年金給付に関する届出の受付 未支給請求受付 納付記録管理 基礎年金番号管理</p>	<p>両町では法定受託事務以外の事務を行っている。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱うものとする。(法定受託事務以外の事務は行わない。)</p>